須賀川市障がい福祉計画

第６期計画（令和3年度～令和5年度）

須賀川市障がい児福祉計画

第２期計画（令和3年度～令和5年度）

令和３年３月

須　賀　川　市

表紙絵　須賀川支援学校　高等部２年生

目　次

Ⅰ　計画の基本的理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　１　計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　２　計画の基本的理念と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　３　計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
　４　計画の指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

Ⅱ　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

Ⅲ　計画の達成状況の点検及び評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４

Ⅳ　障がい者（児）等をとりまく現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
　１　障がい者手帳所持者数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
　２　その他受給者証所持者数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７

Ⅴ　成果目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
　１　福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
　２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・・・・・・・・・・・・・・ ９
　３　地域生活支援拠点等の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
　４　福祉施設から一般就労への移行等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
　５　障がい児支援の提供体制の整備等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
　６　相談支援体制の充実・強化等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
　７　発達障がい者等に対する支援について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２０
　８　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ・・・・・・ ２２

Ⅵ　各年度におけるサービス見込量等数値目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４
　１　障がい福祉サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４
　２　障がい児通所支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２
　３　相談支援及び障がい児相談支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４

Ⅶ　地域生活支援事業の実施に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３６
　１　地域生活支援事業の内容及び利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３６
　２　各年度における各事業の見込量と今後の方策等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ３９

※「障害（障がい）」という表記について
　本計画においては、法令、条例、規則等の例規文書及び引用文、団体名などの固有名詞については漢字表記、それ以外についてはひらがな表記としています。

Ⅰ　計画の基本的理念

１　計画策定の背景

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）され、『障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。』こととされました。

この改正法や社会保障審議会（障害者部会）での議論等を経て、国の定める基本指針（令和2年厚生労働省告示第213号）が告示され、市町村が令和3年度から令和5年度までの障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成するにあたって則すべき事項が示されました。

これを踏まえ、本市においても、第6期須賀川市障がい福祉計画（以下「第6期障がい福祉計画」といいます。）及び第2期須賀川市障がい児福祉計画（以下「第2期障がい児福祉計画」といいます。）を策定するものです。

本市では、これまで障がい児通所支援及び障がい児相談支援（以下「障がい児通所支援等」といいます。）の目標値等を障がい福祉計画の中で示してきたことから、前計画同様、第2期障がい児福祉計画と第6期障がい福祉計画を一体的な計画として策定します。

２　計画の基本的理念と目的

この計画は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、自立と社会参加の基本を定める「障害者基本法」の理念を踏まえ、ＳＤＧｓ（「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標）や本市総合計画、本市地域福祉計画及び本市第三次障がい者計画に則して、障がいのある方が希望する暮らしの実現や、意欲、能力（適性）に応じた活動が保障される社会づくりを進めるため、必要な「障がい福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」等のサービス提供体制の整備を図ることを目的として、次に掲げる事項に配慮して策定するものです。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
（２）障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
（３）入所等から地域生活への移行及び継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
（４）地域共生社会の実現に向けた取組
（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援
（６）障がい福祉人材の確保
（７）障がい者の社会参加を支える取組

３　計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」及び「市町村障がい児福祉計画」として位置付けられるものです。

本市は、平成19年3月に第1期須賀川市障がい福祉計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）を策定して以降、必要な障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制が計画的に確保されるよう努めてきました。

これまでの第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の実績や課題を踏まえ、相談支援体制や障がい福祉サービス等の整備・充実を図るため、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）において、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等に必要な供給量を見込みます。

４　計画の指針

この計画を推進するため、次の6つを指針として進めます。

（１）日常生活に必要なサービスの充実を図ります。

障がいのある人が地域において安全、安心で健康に暮らすことのできる社会の実現のため、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の周知・理解促進及び支援内容の充実を図るともに、関係機関との連携により、研修の実施や積極的な広報等により福祉人材の確保に努めます。

また、権利擁護の推進を図るため、成年後見制度の周知啓発、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待防止の周知と虐待対策に努めます。

（２）地域生活支援体制の充実を図ります。

障がいのある人が様々なサービスや社会資源等を活用しながら、地域で自立し安心して暮らしていけるよう、その相談窓口となる相談支援事業所の整備と、サービス提供関係機関等との連携・調整を図りながら包括的な支援体制の充実に努めます。

また、医療・保健等の専門機関、行政、事業所、障がい者団体等により構成する「須賀川地方地域自立支援協議会」（以下「自立支援協議会」といいます。）を核とし、情報の共有化や社会資源の活用等について関係性を高め、生活圏域を同じくする鏡石町、天栄村と連携し地域の課題解決に努め、地域共生社会の実現を目指します。

（３）福祉施設入所・入院から地域生活への移行を促進します。

福祉施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進を図るため、地域生活の社会資源である日中サービス支援型グループホーム等について関係団体に働きかけを行うことにより整備促進するとともに、関係機関との連携により地域生活移行後の生活を継続するために必要となる支援体制を整えます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等を促進します。

障がいのある人の一般就労への移行を促進するためには、職業安定所によるジョブコーチを活用した支援や、職場環境や人間関係に適応するためのＳＳＴ（ソーシャル・スキル・トレーニング）などの訓練、また、継続的な就労を維持するためのフォローアップなどの支援を障がい者個人に合わせて実施していくことが必要です。自立支援協議会において一般就労に向けた方策を立て、企業等に対して障がい者雇用について働きかけるなど、雇用の確保について様々な対策を講じていきます。

（5）障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を促進します。

障がい者が地域で生活するためには、障がいのある人もない人も障がいについて関心を持ち、お互いの心のバリアフリー化を推進する必要があります。また、障がいのある人の社会参加を容易にするためには、各種障がいに対する理解と協力が必要なことから、障がいを理解するための研修会や講演会を継続的に開催し、障がいに対する理解促進を図るとともに、手話奉仕員養成講座や要訳筆記奉仕員養成講座等を通じ、登録通訳者やボランティアスタッフ等の育成に努めます。さらに、障がい者の多様なニーズを踏まえ、文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進を図ります。

（6）障がい児の発達支援体制の充実を図ります。

障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から支援できるように、障がいの種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに合わせた切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることが出来るようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

Ⅱ　計画の期間

令和3年度から令和5年度までを第6期計画・第2期計画として進めます。

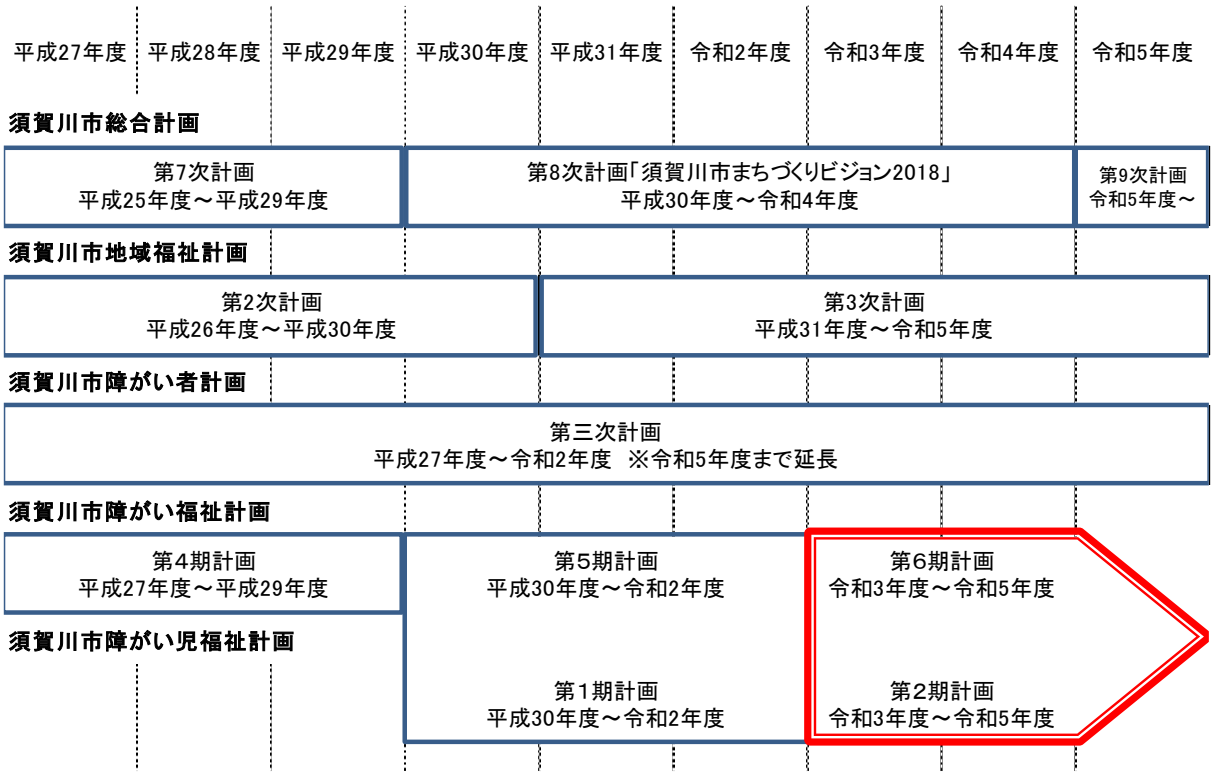

Ⅲ　計画の達成状況の点検及び評価（ＰＤＣＡサイクル）

本計画の達成状況については、自立支援協議会へ報告し、進捗状況の点検を行い、目標値の変更等が必要な場合は適宜修正をして計画の達成に努めます。

また、同自立支援協議会において意見交換を図り、地域課題を明確にしたうえで、本市域にない社会資源の開拓など必要な対策を講じていきます。

Ⅳ　障がい者（児）等をとりまく現状

1　障がい者手帳所持者数の状況

（1）身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳の所持者数は、以下3年度において概ね同数程度です。

内訳では、65歳以上や等級1級、肢体や内部機能障がいの割合が多い状況です。

ア　年齢構成別　　（単位：人　各年度4月1日現在）

年齢／年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	47	52	43
18歳以上65歳未満	758	760	744
65歳以上	2,240	2,221	2,255
計	3,045	3,033	3,042

イ　等級別

年度	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
年齢・等級	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	等級計	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	等級計	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	等級計
1級	22	262	812	1,096	25	282	808	1,115	22	277	845	1,144
2級	8	143	333	484	9	141	317	467	7	133	305	445
3級	5	87	304	396	4	84	311	399	3	81	301	385
4級	7	181	533	721	9	167	528	704	7	160	546	713
5級	2	41	116	159	3	42	110	155	2	44	109	155
6級	3	44	142	189	2	44	147	193	2	49	149	200
計	47	758	2,240	3,045	52	760	2,221	3,033	43	744	2,255	3,042

ウ　部位別

年度	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
年齢・部位	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	等級計	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	等級計	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	等級計
視覚	4	32	132	168	5	32	129	166	4	38	124	166
聴覚・平衡	9	67	153	229	8	70	155	233	5	74	156	235
音声・言語・そしゃく	0	7	16	23	0	7	18	25	0	6	21	27
肢体	25	439	1,198	1,662	27	428	1,158	1,613	22	408	1,150	1,580
内部	9	213	741	963	12	223	761	996	12	218	804	1,034
計	47	758	2,240	3,045	52	760	2,221	3,033	43	744	2,255	3,042

（2）療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者数は、年々増加しています。

内訳では、18歳以上65歳未満の等級Bの割合が多い状況です。

ア　年齢構成別　（単位：人　各年度4月1日現在）

年齢／年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	176	170	180
18歳以上65歳未満	485	499	506
65歳以上	75	82	95
計	736	751	781

イ　等級別

年度	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
年齢・等級	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	等級計	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	等級計	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	等級計
A（最重・重度）	52	180	39	271	53	180	43	276	46	183	48	277
B（中・軽度）	124	305	36	465	117	319	39	475	134	323	47	504
計	176	485	75	736	170	499	82	751	180	506	95	781

（3）精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、年々増加しています。

内訳では、18歳以上65歳未満の等級２級の割合が多い状況です。

ア　年齢構成別　（単位：人　各年度4月1日現在）

年齢／年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	21	23	27
18歳以上65歳未満	359	393	415
65歳以上	70	81	84
計	450	497	526

イ　等級別

年度	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
年齢・等級	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	等級計	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	等級計	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	等級計
1級	2	25	23	50	1	24	22	47	1	18	23	42
2級	13	224	36	273	16	243	42	301	18	246	43	307
3級	6	110	11	127	6	126	17	149	8	151	18	177
計	21	359	70	450	23	393	81	497	27	415	84	526

２　その他受給者証所持者数の状況

（１）自立支援医療費（精神通院）受給者証所持者の状況

自立支援医療費（精神通院）受給者証の所持者数は、増加傾向にあります。

（単位：人　各年度4月1日現在）

年齢／年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	4	5	4
18歳以上	1,023	1,057	1,102
計	1,027	1,062	1,106

（２）重度心身障がい者医療費受給者証所持者の状況

重度心身障がい者医療費受給者証の所持者数は、増加傾向にあります。

（単位：人　各年度4月1日現在）

年　　度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
所持者数 （こども医療該当他、資格停止者を除く）	1,544	1,599	1,621

（３）特定疾患患者福祉手当受給者の状況

令和元年度において、指定難病の対象疾病数は３３３疾患に拡大しておりますが、指定難病の該当要件については厳格化され、医療費受給者証の所持者数減少となり手当受給者も減少しました。

（単位：人　各年度4月1日現在）

年齢／年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	0	0	1
18歳以上	568	337	312
計	568	337	313

Ⅴ　成果目標

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

（１）現状及び課題

障がい者等が安心して施設を退所し地域生活に移行するため、相談支援専門員や福祉事業所などが連携し、円滑に地域移行できるよう努めています。しかしながら、退所予定（希望）者の特性、希望、抱える問題は様々で、それらに対応する居住の場や在宅サービス、日中活動の場等の社会資源や人材が不足している状況です。

特に、長期にわたり施設に入所している障がい者等は、地域での生活をイメージしにくく、地域移行支援や地域定着支援などの障がい福祉サービスの利用に踏み込めない現状も、地域移行が進まない一因と考えられます。

（２）成果目標

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	72人	令和元年度末時点の全施設入所者数
令和５年度末時点の施設入所者数（B）	66人	令和5年度末時点の全施設入所者数
【目標値】入所者数の削減見込み（A－B）	2人 (2.8%)	減少見込み数と割合
【目標値】地域生活移行者数	6人 (8.3%)	令和5年度末までに施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数と割合

【国が示す成果目標】

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

（３）見込量確保のための方策

社会資源を活用した整備として、空き家、空き店舗等の活用や人材の確保など居住環境の整備促進を関係団体に働きかけていくとともに、障がい者等が安心して地域生活を送ることができるよう、市営住宅についても、バリアフリー化等の環境整備を進めます。

また、家事など自立生活の援助についても、須賀川地方地域の法人及び事業所に働きかけ、より充実した支援体制を整えるよう努めます。

さらに、円滑かつ継続的な地域移行を進めるため、地域移行支援や地域定着支援を効果的に利用できるよう、自立支援協議会等において関係者が連携し、包括的な支援体制を整えていきます。

２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（１）現状及び課題

精神疾患は誰もがかかる可能性のある病気で、多くの場合は治療により回復し、元の社会生活に戻ることができます。それにもかかわらず、本人が苦しんでいても周囲にはわかりにくく、支援が行き届かない場合があります。精神障がい者が安心して安定した地域生活を送るためには住環境、通院、就労など個人によって必要な支援がさまざまで、医療機関、行政、支援事業者だけでは十分な支援が難しい状況です。

また、精神障がい者が長期間の入院になればなるほど、病状が安定しても、社会生活のイメージができなくなり、退院が難しくなることがあります。

令和元年6月末時点で本市に住所を有する長期入院患者（１年以上）は104人です。うち、65歳未満は36人、65歳以上は68人です。（※参照：地域精神保健医療福祉資源分析データベース（ReMHRAD）令和元年6月末時点）

病状が安定し入院治療が必要でなくなった方が地域生活へ戻るための支援や、早期退院のための支援など総合的な支援が必要です。

（２）成果目標

本市では、自立支援協議会の専門部会「生活支援部会」を精神保健福祉について協議をする場として引き続き活用していきます。

また、精神病床における早期退院率の目標値を次のとおり設定します。

精神病床における早期退院率	須賀川市を含めた県中圏域の目標値（令和5年度末時点）	国の目標値（令和5年度末時点）
入院後3か月時点	69%以上	69%以上
入院後6か月時点	86%以上	86%以上
入院後1年時点	92%以上	92%以上

【国が示す成果目標】

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

また、精神病床における早期退院率に関しては、入院後３か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

（３）見込量確保のための方策

精神障がい者や強度行動障害、高次脳機能障害を有する障がい者も含め、あらゆる人が、地域の一員として、差別、偏見なく安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。併せて、アルコール、薬物及びギャンブルをはじめとする依存症対策を推進します。

自立支援協議会生活支援部会では、地域包括ケアシステム構築を進めるため、部会での協議をさらに活性化させ、それぞれの機関が重層的に連携できるよう環境の整備に努めます。

また、精神病床入院患者の地域移行を進めるにあたり、地域移行支援や地域定着支援の積極的な利用を促し、円滑かつ継続的な地域移行を進めます。

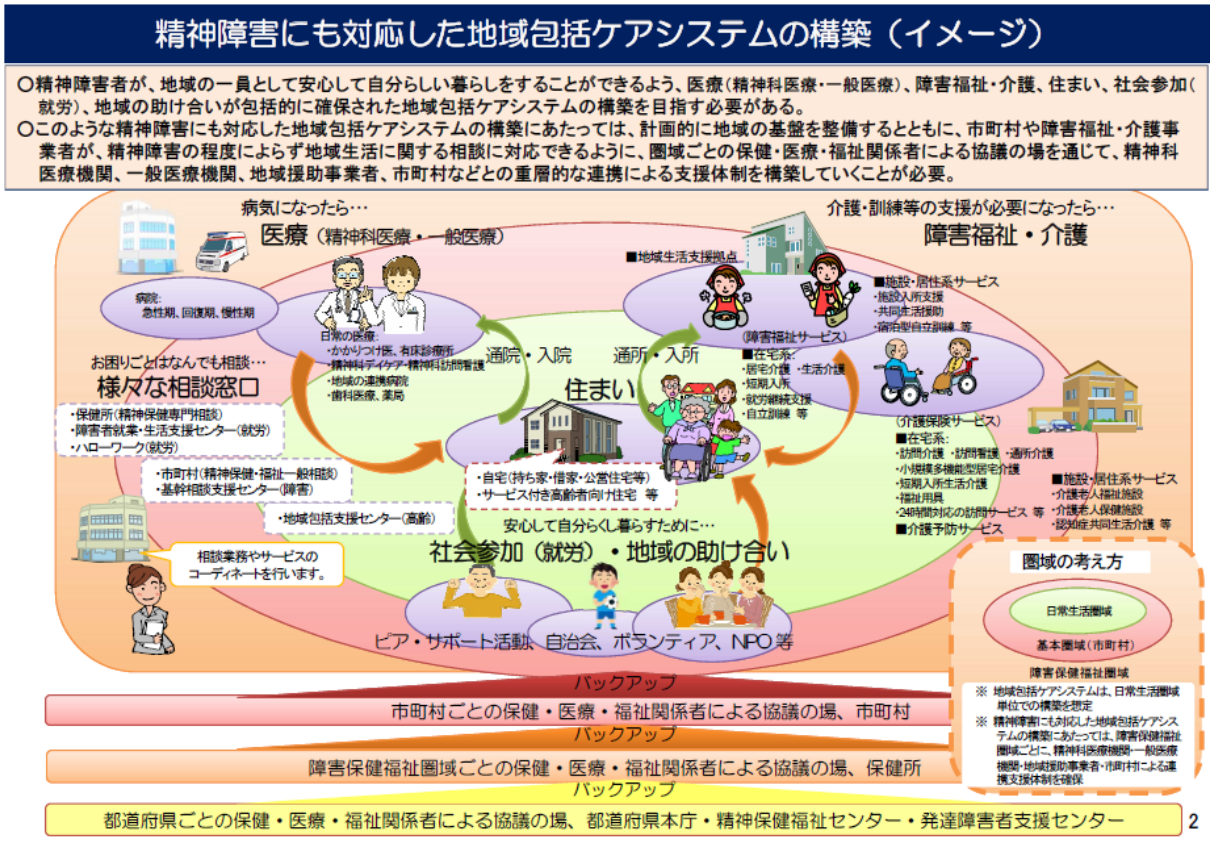

※厚生労働省から抜粋

３　地域生活支援拠点等の整備

（１）現状及び課題

地域生活支援拠点とは、障がい程度の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことです。

本市では、現在のところ、必要に応じて行政、福祉、医療等の関係機関が連携して支援にあたっていますが、今後、急速に高齢化が進むことにより生じる困難な問題に対応していくため、より体系的な支援基盤の構築が求められています。

（２）成果目標

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度末時点の整備数	0か所	令和元年度末時点の整備数
【目標値】整備数	1か所	令和5年度末時点の整備数
令和元年度末時点の運用状況の検証・検討回数	0回	令和元年度末時点の検証・検討回数
【目標値】検証・検討回数	４回/年	令和5年度末時点の検証・検討回数

本市では、既存の資源を活用し、地域全体で必要な機能を確保する「面的整備型」を基本とし、令和4年度末を目標に、鏡石町、天栄村との須賀川地方地域で少なくとも1つの地域生活支援拠点等を整備するよう検討していきます。

【国が示す成果目標】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

（１）見込量確保のための方策

障がい者（児）等の現状やニーズの把握に努めるとともに、居住支援のための機能として、相談体制を整えるほか、体験の機会・場の提供、緊急時のスムーズな受け入れ対応、専門的人材の確保など、行政、相談支援専門員、事業所や施設、医療機関等を含めた地域の体制づくりに努めます。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

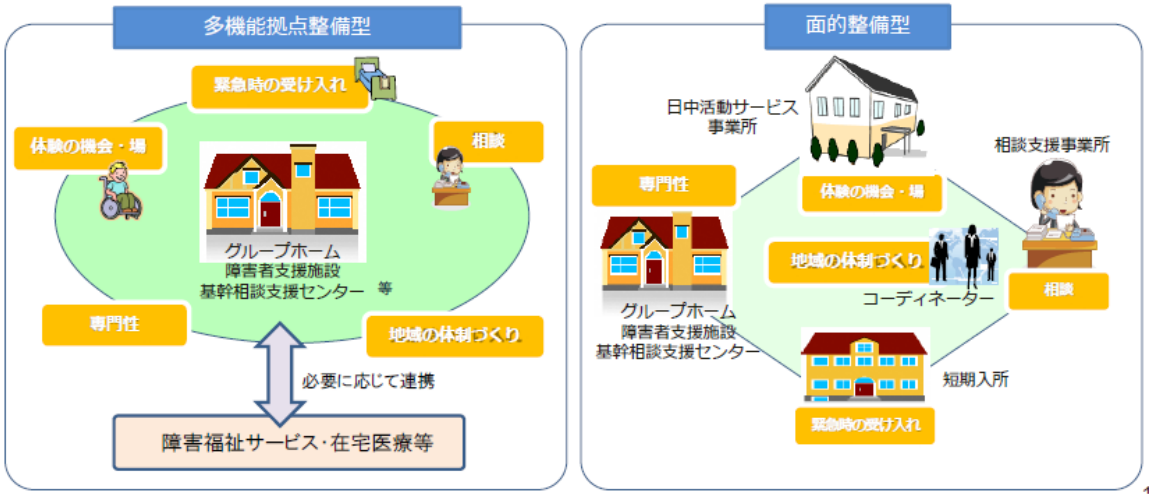

※厚生労働省から抜粋

４　福祉施設から一般就労への移行等

（１）現状及び課題

就労移行支援事業等の福祉施設を通じて一般就労に移行した人数は、平成30年度に12人、令和元年度に13人、令和2年度は10人（見込）となりました。平成29年度以降、就労継続支援や就労移行支援の事業所が3か所新設され、障がい者の就労機会や一般就労に向けての支援が拡充しています。

しかしながら、一般就労状況は、短時間就労や障がい者にとっても働きやすい環境整備など、障がい特性に応じ整備された雇用環境が不足しており、一般就労へ移行できない方が多く、また、就職しても離職してしまうケースが少なくありません。

（２）成果目標

本市では、福祉施設から一般就労への移行等の目標値を次のとおり設定します。

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	13人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】一般就労移行者数	19人 (1.5倍)	令和5年度に福祉施設を退所し一般就労する者の数と倍率
令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労者数	9人	令和元年度に就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	13人 (1.4倍)	令和5年度に就労移行支援事業を利用する者の数と倍率
令和元年度の就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労移行者数	2人	令和元年度に就労継続支援Ａ型事業を利用した者の数
【目標値】就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	令和5年度に就労継続支援Ａ型事業を利用する者の数と倍率
令和元年度の就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労移行者数	2人	令和元年度に就労継続支援Ｂ型事業を利用した者の数
【目標値】就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	令和5年度に就労継続支援Ｂ型事業を利用する者の数と倍率
【目標値】一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	14人 (73.7%)	令和5年度に一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の数と割合 ＊割合については、令和5年度の就労定着支援事業利用者数を令和5年度の一般就労移行者数で除した値

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数	0か所	就労定着支援事業所のうち、令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数
【目標値】令和5年度の就労定着支援事業所数	2か所	令和5年度の就労定着支援事業所数の見込
【目標値】令和5年度に就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所数	2か所 (100%)	令和5年度に就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所の数と割合 ＊割合については、令和5年度の就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所数を令和5年度の就労定着支援事業所数で除した値

【国の示す成果目標】

令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

併せて、就労移行支援事業所、就労継続支援Ａ型事業及び就労継続支援Ｂ型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目標とする。

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

（３）見込量確保のための方策

自立支援協議会の専門部会「就労支援部会」においてさらに協議を重ね、企業、経済団体、福祉施設等関係機関の連携と協力体制をより一層強化します。また、企業見学や職場実習等を継続して、障がい者雇用に対する理解促進や就労先の開拓を図ります。

加えて、地域産業の特性を活かし、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進や、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労を希望する高齢障害者に対して就労継続支援Ｂ型事業等による支援などを進め、障がい者がより働きやすい環境、支援体制づくりに努めます。

５　障がい児支援の提供体制の整備等

（１）現状及び課題

本市では、こどもに特化した協議の場として、自立支援協議会内に専門部会「こども支援部会」を置き、保育、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、障がい児支援を行っています。保健・医療分野の協力により、障がい等の早期発見や療育への繋がりが進んでおり、障がい児通所支援の利用者及び利用量は年々増加傾向にあります。障がい児通所支援事業所の新設も進んでいますが、障がい児等を取り巻く環境は年々複雑多様化しており、相談支援専門員をはじめとした支援者間の連携がより一層重要視され、障がい児等に対する効果的な支援が求められています。

（２）成果目標

須賀川地方地域において、以下の整備・設置を進めます。

① 児童発達支援センター

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度末時点の整備数	0か所	令和元年度末の整備数
【目標値】整備数	1か所	令和５年度末までの整備数

地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることから、自治体単位での設置が困難な近隣の町村と協力し、地域包括型の障がい児支援を推進するため、令和５年度末までに須賀川地方地域で少なくとも1つの児童発達支援センターの設置を目指します。

【国が示す成果目標】

令和５年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

② 保育所等訪問支援事業所

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度末時点の整備数	2か所	令和元年度末の整備数
【目標値】整備数	3か所	令和５年度末までの整備数

本市には保育所等訪問支援を提供する事業所が2か所あります。障がい等の早期発見が進められている中、特に未就学児に対する支援は、今後その必要性がより高まると予測されるため、須賀川地方地域で1つ増の合計3か所の設置を目標とします。

【国が示す成果目標】

令和５年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等によりすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

③ 重症心身障がい児を支援する事業所

ア　重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度末時点の整備数	0か所	令和元年度末の整備数
【目標値】整備数	1か所	令和５年度末までの整備数

イ　重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度末時点の整備数	0か所	令和元年度末の整備数
【目標値】整備数	1か所	令和５年度末までの整備数

「こども支援部会」で協議を進め、令和５年度末までに須賀川地方地域でそれぞれ少なくとも１か所の設置を検討します。

【国が示す成果目標】

令和５年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。

④ 医療的ケア児支援

ア　関係機関の協議の場

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度末時点の整備数	1か所	令和元年度末の整備数
【目標値】設置数	1か所	令和５年度末までの整備数

イ　コーディネーターの配置

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度末時点の整備数	0人	令和元年度末の整備数
【目標値】設置数	1人	令和５年度末までの整備数

本市では、自治体単位での設置が困難な近隣の町村と協力し、「こども支援部門」を「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」と位置づけていますが、入院中からの退院支援や個々の発達段階に応じた発達支援等を行うコーディネーターは不在であることから、「こども支援部会」で協議を進め、令和５年度末までに須賀川地方地域で少なくとも１人の設置を検討します。

【国が示す成果目標】

令和５年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

（３）見込量確保のための方策

障がい児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等の実施形態について柔軟な対応ができるよう検討します。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握し、地域全体での支援体制の強化に努めます。

「こども支援部会」において、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携強化を図り、より広域的かつ専門的な協議を行うことで、障がい児等はもちろん、重症心身障がい児に対しても包括的な支援体制を整備することを目指します。

６　相談支援体制の充実・強化等

（１）現状及び課題

本市では、障がい福祉サービスの利用の有無に関わらず、障がい者及びその家族からの幅広い相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う一般相談支援事業所が３か所と、障がい福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成を行う特定相談支援事業所が４か所の計７か所の相談支援事業所が存在します。

相談支援事業所及び相談支援専門員の数は伸び悩んでおり、増加する相談や困難ケースに対応しきれていない現状を受け、相談支援事業所への専門的指導、助言、人材育成を行い地域の相談支援体制の強化を図る窓口として、令和２年４月にすかがわ地方基幹相談支援センターが開設されました。

（２）成果目標

①障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度の実施の有無	無	・すかがわ地方基幹相談支援センターによる実施を想定
【目標値】 令和5年度の実施の有無	有	

②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度の指導・助言件数	0回	・すかがわ地方基幹相談支援センターによる実施を想定
【目標値】 令和5年度の指導・助言件数	6回	

③地域の相談支援事業者の人材育成の支援

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度の支援件数	0件	・相談支援事業所や相談支援専門員に助言を行う等の支援者会議の回数 ・相談支援業務やサービス等利用計画について検討や検証を行う協議の場の実施回数 ・地域の相談支援事業所を対象として実施する研修会の実施回数等
【目標値】 令和5年度の支援件数	1件	

④地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度の実施回数	0回	・地域の相談支援機関との連絡調整や連携促進のための会議の開催回数 ・地域の相談支援機関との連携強化のために行う（自立支援）協議会やその部会、運営会議等の開催回数 ・地域の相談支援機関との連携強化のために行うその他の取組の実施回数等
【目標値】 令和5年度の実施回数	1回	

【国が示す成果目標】

令和５年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

（３）見込量確保のための方策

すかがわ地方基幹相談支援センターが中核となり、圏域の相談支援事業所を対象とした連絡会議において、定期的に支援体制の検証、評価等を行い、連携を強化するとともに、新規事業所開設の勧奨や既事業所の質の向上を行うことで、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めます。

７　発達障がい者等に対する支援について

（１）現状及び課題

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者及びその家族等への支援が重要ですが、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解できず、虐待や不適切な支援に結びついてしまうケースも少なくありません。

支援に必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保が求められております。

（２）成果目標

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度の受講者数	０人	令和元年度の受講者数
【目標値】受講者数	２０人	令和５年度の受講者数

※ペアレントトレーニング：環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム

※ペアレントプログラム：「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラム

②ペアレントメンターの人数

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度の人数	０人	令和元年度の人数
【目標値】人数	４人	令和５年度の人数

※ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親

③ピアサポートの活動への参加人数

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度の人数	０人	令和元年度の人数
【目標値】人数	２０人	令和５年度の人数

※ピアサポート：障がいのある人生に直面し、同じ課題や立場を経験してきたことを活かして仲間として支えること

【国の示す成果目標】

発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

（３）見込量確保のための方策

発達障がい者等に対する支援について、各事業所の方に、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムなどを受講していただくことで支援内容の拡充を図るとともに、ペアレントメンター及びピアサポートの活動への参加促進に努めます。

８　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（１）現状及び課題

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業所が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

このため、市職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望まれていますが、実際は多様化する障がい福祉サービス等の提供体制の整備や制度理解に対応できていないのが現状です。

（２）成果目標

①都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度の参加人数（延べ人数）	15人	・初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修、事業所向け研修の聴講等
【目標値】 令和5年度の参加人数（延べ人数）	15人	

②障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

項　　目	数　　値	考え方
令和元年度の体制の有無	無	・システムの審査結果について分析してその結果を事業所等と共有する機会を作ることで請求の過誤を無くし、市町村の事務負担軽減及び障がい福祉サービス関連業務への注力を目標とする。
【目標値】 令和5年度の体制の有無	有	
令和元年度の実施回数	0回	
【目標値】 令和5年度の実施回数	1回	

【国の示す成果目標】

令和５年度までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

（３）見込量確保のための方策

国や県が実施する研修への市職員の積極的な参加により、職員一人ひとりが障害者総合支援法の内容理解に努めます。

自立支援協議会の各専門部会における審査支払等に関する勉強会の実施や、事業所との審査結果の共有により、請求の過誤を無くし、障がい福祉サービス関連業務へ注力できる体制づくりに取り組みます。

Ⅵ　各年度におけるサービス見込量等数値目標

１　障がい福祉サービス

＜訪問系サービス＞

サービス名	内容
居宅介護	入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または、重度の知的・精神障がいがある人に、自宅での介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより、移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動等の支援を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がいにより介護の必要性がとても高い人に対し、居宅介護など複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

（１）進ちょく状況

サービス種別	単位	実績・見込量	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
居宅介護	人日／月	実　績	1,460	1,339	1,162
		見込量	2,150	2,200	2,314
	人／月	実　績	80	79	73
		見込量	92	97	106
重度訪問介護	人日／月	実　績	83	107	101
		見込量	70	70	70
	人／月	実　績	1	1	1
		見込量	2	2	2
同行援護	人日／月	実　績	44	59	39
		見込量	50	60	70
	人／月	実　績	8	9	8
		見込量	10	12	14
行動援護	人日／月	実　績	66	84	85
		見込量	55	58	60
	人／月	実　績	6	7	8
		見込量	6	6	6
重度障害者等包括支援	人／月	実　績	0	0	0
		見込量	0	0	0

【単位】人日／月･･･一月あたりの総利用日数、人／月･･･一月あたりの利用実人数

※実績：平成30年度及び令和元年度は年度総利用実績の月平均、令和2年度は、令和2年4月～８月分の利用実績（5か月分）の月平均

見込量：第5期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）において見込んだ、利用時間（日数）及び利用人数の月平均

（２）現状及び課題

訪問系サービスについては、利用時間、利用人数ともに見込量を下回りました。主な要因としては、精神病床における入院患者や福祉施設入所者の地域移行が進まなかったことや、介護保険移行者が多かったことが考えられます。

また、行動援護や重度障害者等のサービスに対応できる事業所が市内に無く、需要に見合ったサービス提供ができていないことが課題です。

（３）見込量

サービス種別	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護	人日／月	1,400	1,350	1,350
	人／月	80	75	75
重度訪問介護	人日／月	560	560	510
	人／月	5	5	4
同行援護	人日／月	50	50	50
	人／月	8	8	8
行動援護	人日／月	90	90	90
	人／月	7	7	7
重度障害者等包括支援	人／月	0	1	1

【単位】人日／月･･･一月あたりの総利用日数、人／月･･･一月あたりの利用実人数

利用時間については、ＡＬＳ患者等に対する重度訪問介護利用等の相談も増えており、利用時間の大幅な増加が予想されることから、第５期計画実績を上回る利用時間を見込むこととします。

訪問系サービスの利用者数について、地域移行及び介護保険移行予定者が数名いることを踏まえ、第６期計画においても微減推移するものと想定します。

（４）見込量確保のための方策

自立支援協議会の専門部会「事業所部会」において障がい福祉サービス事業者に対する研修会等を開催し、事業所間の連携と職員の研さんを図るとともに、福祉サービスを担う人材の確保について検討していきます。

重度障がい者の在宅支援の需要が高まっていることから、長時間対応可能なヘルパーを有する事業所の確保に努めます。

＜日中活動系サービス＞

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中に障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 （機能訓練）	理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを通して、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	障がい者施設等の居室その他の設備を利用しながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や生活等に関する相談及び助言を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 A型 （雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 B型 （非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結ばずに、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
短期入所 （福祉型／ 医療型）	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

（１） 進ちょく状況

サービス種別	単位	実績・見込量	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
生活介護	人日／月	実　績	3,138	3,132	3,130
		見込量	3,250	3,300	3,370
	人／月	実　績	169	172	172
		見込量	180	182	185
自立訓練（機能訓練）	人日／月	実　績	0	12	41
		見込量	0	0	0
	人／月	実　績	0	1	2
		見込量	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日／月	実　績	12	54	64
		見込量	39	40	41
	人／月	実　績	1	3	4
		見込量	1	1	1
宿泊型自立訓練	人／月	実　績	1	1	1
		見込量	1	1	1
就労移行支援	人日／月	実　績	235	282	355
		見込量	265	334	420
	人／月	実　績	14	18	20
		見込量	15	18	22
就労継続支援A型	人日／月	実　績	121	94	70
		見込量	670	730	800
	人／月	実　績	6	5	4
		見込量	30	32	35
就労継続支援B型	人日／月	実　績	2,734	2,649	2,783
		見込量	2,401	2,442	2,484
	人／月	実　績	154	151	141
		見込量	172	175	178
就労定着支援	人／月	実　績	0	3	4
		見込量	2	3	4
療養介護	人／月	実　績	10	9	9
		見込量	9	10	9
短期入所（医療型／福祉型）	人日／月	実 績（者）	205	222	235
		見込量	107	121	137
	人／月	実 績（者）	32	24	15
		見込量	30	34	39

【単位】人日／月･･･一月あたりの総利用日数、人／月･･･一月あたりの利用実人数

（２）現状及び課題

生活介護及び就労継続支援Ｂ型については、利用人数及び実績共にほぼ横ばい推移となりました。

就労継続支援Ａ型については、平成29年度に市内の就労継続支援Ａ型事業所全2か所が閉鎖となり、就労継続支援Ｂ型等の他のサービスや一般就労に移行した利用者が多く発生したため、見込量を大きく下回りました。

短期入所は、利用者数の大きな増加はないものの、支援者の入院等による緊急時利用が多くみられたため、利用日数について見込量を上回りました。

今後は感染症による対策を徹底しつつ、受け入れ可能な施設又は事業所の確保が課題です。

（３）見込量

サービス種別	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	人日／月	3,130	3,130	3,130
	人／月	172	172	172
自立訓練（機能訓練）	人日／月	40	60	80
	人／月	2	3	4
自立訓練（生活訓練）	人日／月	64	87	110
	人／月	4	5	6
宿泊型自立訓練	人日／月	30	30	30
	人／月	1	1	1
就労移行支援	人日／月	305	380	430
	人／月	20	23	26
就労継続支援A型	人日／月	170	205	255
	人／月	10	12	15
就労継続支援B型	人日／月	2,750	2,750	2,750
	人／月	155	155	155
就労定着支援	人日／月	5	5	5
	人／月	5	5	5
療養介護	人／月	8	8	8
短期入所（医療型／福祉型）	人日／月	240	240	240
	人／月	25	25	25
障がい児短期入所（医療型／福祉型）	人日／月	15	20	25
	人／月	4	6	8

【単位】人日／月･･･一月あたりの総利用日数、人／月･･･一月あたりの利用実人数

※「短期入所」は18歳以上、「障がい児短期入所」は18歳未満の利用を対象とする。

日中活動系サービスの中でも利用者の多い生活介護と就労継続支援Ｂ型の見込量については、概ね横ばいでの推移が予測されます。

就労継続支援Ａ型事業所について、令和２年３月より市内に唯一事業所が新設されたことから、利用者の増加を見込みます。

短期入所については、緊急時等の利用ニーズは高いものの、施設の空き状況に余裕が無く、希望する日に利用することができない等の状況を踏まえ見込量を算出しました。

（４）見込量確保のための方策

生活介護や就労継続支援B型事業所については、医療措置が必要な障がい者の生活介護事業所の利用を求める声も多く、需要度・必要性を考慮したうえで施設の新設を検討する必要があります。

短期入所については、引き続き希望する障がい者（児）等が利用でき、緊急時の利用にも対応できるよう、その方策について自立支援協議会において検討・協議を進めます。

利用割合の低い自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）については、退院・退所し地域移行へ向かう精神障がい者に対する地域生活訓練として、相談支援事業と連携しながら活用に努めます。

＜居住系サービス＞

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助（外部サービス利用型／介護サービス包括型）	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

（１）進ちょく状況

サービス種別	単位	実績・見込量	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
自立生活援助	人／月	実　績	0	0	0
		見込量	0	2	4
共同生活援助（外部サービス利用型／介護サービス包括型）	人／月	実　績	64	59	56
		見込量	76	80	85
施設入所支援	人／月	実　績	71	69	73
		見込量	74	73	72

【単位】人／月･･･一月あたりの利用実人数

（２）現状及び課題

平成30年度に新設された「自立生活援助」は、市内に対応可能な事業所が無く第５期計画期間では利用実績はありませんでしたが、現在入院や入所をしている障がい者等の地域移行を進めることで、そのニーズは徐々に高まっていくことが予測されます。

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は減少推移となりましたが、入所者の地域移行が進んだわけではなく、数名が障がいや介護の入所施設に移行したことが要因だと考えられます。

また、施設入所支援についても、退所して地域移行に至った利用者はほとんどいません。

本市及び近隣の自治体にある入所施設はいずれも定員に達しており、入所希望者は数十人単位で待機している状態です。また、定員数の削減を行っている施設もあり、サービスを必要とする者が利用できていない状況です。

（３） 見込量

サービス種別	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立生活援助	人／月	0	2	4
共同生活援助	人／月	60	62	64
施設入所支援	人／月	73	72	70

【単位】人／月･･･一月あたりの利用実人数

共同生活援助及び施設入所支援については、本市の利用者が入所している各施設に対し地域移行に関する実態調査を行い、回答いただいた内容をもとに見込量を算出しました。

（４）見込量確保のための方策

入院患者や施設入所者の地域移行を促進させるため、相談支援を中心に、地域の協力体制の整備を図るとともに、入所、入院中の障がい者が段階的に地域生活に移行できるようグループホームの体験利用の促進に努めます。また、必要に応じて円滑で効果的な「地域移行支援」及び「地域定着支援」の利用ができるよう、福祉と医療の連携を強化していきます。

居住の場となるグループホームの整備については、自立支援協議会での協議・検討を行ったうえで、関係法人等に要請し整備を図るとともに、公営住宅や空き家、空き店舗等の活用を検討するなど、居住の場の確保に努めます。また、グループホームの新設や利用者の増加に備えた人材の確保や育成を進めるため、自立支援協議会において、協議を進めます。

さらに、障がい者（児）等が安心・安全に生活できることを目指した地域包括ケアシステムの整備を見据え、地域住民からの障がいに対する正しい理解が得られるよう関係機関と協力して啓発に努めます。

２　障がい児通所支援

＜日中活動系サービス＞

サービスの内容	
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導し、集団生活に必要な適応訓練を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどで通所の支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型 児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援に合わせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に必要とされる処置を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
保育所等 訪問支援	保育所等に通う障がい児に対し、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

（１） 進ちょく状況

サービス種別	単位	実績・見込量	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
児童発達支援	人日／月	実　績	328	402	383
		見込量	252	265	278
	人／月	実　績	48	51	44
		見込量	65	68	72
居宅訪問型 児童発達支援	人日／月	実　績	0	0	0
		見込量	15	15	15
	人／月	実　績	0	0	0
		見込量	3	3	3
医療型 児童発達支援	人日／月	実　績	0	0	0
		見込量	6	9	9
	人／月	実　績	0	0	0
		見込量	2	3	3
放課後等 デイサービス	人日／月	実　績	1,037	1,248	1,403
		見込量	840	945	1,050
	人／月	実　績	128	148	165
		見込量	120	135	150
保育所等訪問支援	人日／月	実　績	1	1	1
		見込量	15	15	15
	人／月	実　績	1	1	1
		見込量	3	3	3

【単位】人日／月･･･一月あたりの総利用日数、人／月･･･一月あたりの利用実人数

（２）現状及び課題

障がい児通所支援の利用者数は、障がい等の早期発見や療育への繋がりが進み、大幅な増加傾向にあります。特に、放課後等デイサービスの利用日数及び利用者数の伸びが大きくなっています。これは、福祉や医療現場はもちろん、保育・教育現場でも障がい等に対する理解が深まってきており、個々人に対する療育等の検討が進められていることが大きな要因であると考えられます。

障がい児等に対する療育等のニーズが高まる中、本市及び近隣の自治体でも障がい児通所支援を提供する事業所の新設が進んでいます。令和2年12月末現在、児童発達支援事業所は、本市内に市立たけのこ園を含む6か所と鏡石町に1か所、放課後等デイサービス事業所は本市に10か所と鏡石町に1か所、保育所等訪問支援は本市に2か所あります。

（３）見込量

サービス種別	単位	令和3年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	人日／月	420	440	460
	人／月	50	55	60
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	3	6	9
医療型児童発達支援	人日／月	3	6	9
	人／月	1	2	3
放課後等デイサービス	人日／月	1,600	1,800	2,000
	人／月	180	200	220
保育所等訪問支援	人日／月	3	4	5
	人／月	3	4	5

【単位】人日／月･･･一月あたりの総利用日数、人／月･･･一月あたりの利用実人数

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、今後も増加傾向が予測されます。

保育所等訪問支援により、今後も障がい等の早期発見や療育への繋がりが促進されることが予想されるため、微増を見込みます。また、居宅訪問型児童発達支援も、近年急速に支援を必要とする障がい児等が増加している現状を踏まえ、医療型児童発達支援と併せ微増傾向を見込みます。

（４）見込量確保のための方策

障がい児通所支援のニーズは、今後さらに高まり、サービス提供事業所の新設も予測されます。適切で効果的な療育等が提供されるよう、自立支援協議会の専門部会「こども支援部会」において各支援機関の連携体制を強化するとともに、新規事業所のニーズ検討や既事業所の質の向上を図り、地域全体で障がい児支援の推進に努めます。

３　相談支援及び障がい児相談支援

＜相談支援＞

サービス名	サービスの内容
計画相談支援・障がい児相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

（１）進ちょく状況

サービス種別	単位	実績・見込量	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人／月	実　績	59	58	59
		見込量	45	47	49
地域移行支援	人／月	実　績	0	0	0
		見込量	1	1	1
地域定着支援	人／月	実　績	0	0	0
		見込量	0	1	2
障がい児相談支援	人／月	実　績	23	26	33
		見込量	16	18	20

【単位】人／月･･･一月あたりの利用実人数

※「計画相談支援」は18歳以上、「障がい児相談支援」は18歳未満の利用を対象とする。

（２）現状及び課題

本市では、障がい者（児）等が、生活を支えるための福祉サービスを適切で効果的に利用できるよう、相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の提出を求めています。相談支援事業所及び相談支援専門員の数は伸び悩んでいる一方、福祉サービス利用の相談（特に障がい児）は増加しており、既存の相談事業所だけでは計画相談支援に対応しきれていないのが現状です。

地域移行支援及び地域定着支援については、第5期計画期間中の実績はありませんでした。今後さらに障がい者及び障がい児等の地域移行を進めてるうえで、障がい者

及び障がい児等本人が安心して地域生活を開始できるよう、積極的かつ効果的な地域移行支援及び地域定着支援の利用促進を検討していきます。

（３）見込量（実利用人数）

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人／月	60	60	60
地域移行支援	人／月	2	2	2
地域定着支援	人／月	2	2	2
障がい児相談支援	人／月	40	45	50

【単位】人／月･･･一月あたりの利用実人数

障がい者（１８歳以上）の計画相談支援は横ばい推移、障がい児（１８歳未満）の計画相談支援利用者については、今後さらなる増加が予測されます。

（４）見込量確保のための方策

計画相談支援及び障がい児相談支援利用者については、今後さらなる増加が予測されます。本市では、相談支援体制の強化を図るとともに、障がい者（児）等が計画的かつ効果的にサービスの利用ができる環境を整えていきます。

また、現在は相談事業者がサービス等利用計画を作成していますが、今後、セルフプラン（サービス利用者本人や家族などが作成するサービス等利用計画）の導入についても検討し、新規利用者がサービス利用まで待たされるという課題の軽減や自立促進に努めます。

令和2年4月に開設された「すかがわ地方基幹相談支援センター」を中核とした相談支援と各支援機関の協力体制を強化していくとともに、相談支援事業所及び相談支援専門員に対する研修を実施することで、市全体における相談支援の技術向上に努めます。

さらに、増加する障がい福祉サービスの利用者に対応するため、新たな相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。

Ⅶ　地域生活支援事業の実施に関する事項

１　地域生活支援事業の内容及び利用状況

（1）地域生活支援事業の内容

須賀川市は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき、地域生活支援事業として次の事業を行っています。

事　業　名	事　業　内　容　等
理解促進研修・啓発事業	地域住民の障がい者（児）に対する理解を深めるため、市民講座、研修会等を開催します。 また、障がい者福祉の制度等を詳細に紹介した「障がい福祉のごあんない」の作成、市広報紙やホームページで障がい者情報の掲載等による啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を支援するため、障がい者とその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援するために、補助金を交付します。
相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者、障がい者の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。
成年後見制度 利用支援事業	知的・精神障がいのため判断能力が不十分な人で、成年後見人になる親族等がいない人が制度利用を希望する場合、市長申立てにより成年後見人選任等の手続を行うとともに、法定後見開始の審判を受けた後の成年後見人に対する報酬等の助成を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者（児）の為に、医療機関、学校行事、行政機関が主催又は後援する講演会等、社会参加のために他者と意思疎通を図る必要がある場合に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。また、登録通訳者として活動ができる奉仕員を養成するための講座及び研修を実施します。
日常生活用具給付等事業	障がいのある方の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付（又は貸与）します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な方に、社会生活上必要不可欠な外出と、社会参加に必要な外出のための支援を行います。
訪問入浴サービス事業	心身の障がい・疾病等の理由により、自宅で寝たきりで入浴することが困難な６５歳未満の人に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります（介護保険法に基づく訪問入浴介護が利用できる場合は除きます）。
日中一時支援事業	家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息などのため、障がいのある方の日中における活動の場を提供し、見守りなどの支援を行います。

事　業　名	事　業　内　容　等
社会参加促進事業	
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人等に、広報等による周知や、市広報紙の音訳テープ・ＣＤを作成し、貸出します。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者手帳の交付を受けた、下肢機能障害者（体幹機能障害により歩行困難な者も含む）及び聴覚障害者で、運転免許試験の受験資格を有し、かつ就労などの社会活動への参加のため免許を取得する人に対し、その取得に要した必要な費用の3分の2以内（10万円まで）を上限に助成します。
身体障がい者用自動車改造助成事業	身体障害者手帳の交付を受けた、上肢機能、下肢機能又は体幹機能の障がいの程度が1級又は2級で、運転免許証を有し、かつ就労等に伴い、自ら運転する自動車の操向装置（ハンドル）、駆動装置（アクセル・ブレーキ）等の一部を改造する必要がある人に対し、その改造に要する経費（1件当たり10万円まで）を、1車両つき1回助成します（ただし所得制限があります）。

（２）地域生活支援事業の利用実績（年間延べ件数、派遣数、人、時間、回）

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施	有	有	有
自発的活動支援事業	実施	有	有	有
相談支援事業				
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	3	4	1
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業（延べ）	派遣数	136	120	92
要約筆記者派遣事業（延べ）	派遣数	1	1	0
手話通訳者設置事業	か所	1	1	1
手話奉仕員	人	12	16	19
要約筆記奉仕員	人	7	7	8

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活用具給付事業				
介護・訓練支援用具	件	11	12	12
自立生活支援用具	件	10	15	15
在宅療養等支援用具	件	10	21	18
情報・意思疎通支援用具	件	16	10	11
排泄管理支援用具	件	1,774	1,861	1,926
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	2	3
移動支援事業				
利用者数（実人数）	人	95	78	64
利用時間（延べ）	時間	7,823	6,723	5,540
訪問入浴サービス事業（延べ）	人	6	7	5
日中一時支援事業				
利用者数（実人数）	人	155	178	150
利用日数（延べ）	日	8,470	9,849	8,316
声の広報発行事業（発行回数）	回	16	16	10
自動車運転免許取得助成事業（実件数）	件	1	1	1
自動車改造助成事業（実件数）	件	3	2	3

※令和2年度は、令和2年4月～12月分の利用実績(9か月分)から算出

２　各年度における各事業の見込量と今後の方策等

（１） 理解促進研修・啓発事業

ア　実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施	有	有	有

「障がい」に関する知識や理解を深めるため、発達障がいや障がい者差別解消法などをテーマにした講座・研修会の実施、「障がい福祉のごあんない」等障がい福祉制度関係のパンフレットの作成、市ホームページでの障がい者関係情報の掲載等を実施しています。

イ　今後の方策

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	有	有	有

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、引き続き研修会の開催や広報活動を展開していきます。

（２）自発的活動支援事業

ア　実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	実施	有	有	有

本市では障がい者やその家族、地域住民団体等が自発的に行う活動に対して、補助金交付を行うなどの支援を実施しています。

イ　今後の方策

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施	有	有	有

障がい者の権利や自立のために社会に働きかける活動や情報交換の交流活動など、障がい者やその家族、地域住民団体等が自発的に行う活動を引き続き支援していきます。

（３）相談支援事業

ア　進ちょく状況

＜委託相談支援事業所＞

事業名	単位	実績・見込量	平成30年度	令和元年度	令和2年度
委託相談支援事業所	か所	実　績	3	3	3
		見込量	4	4	4
基幹相談支援センター等強化事業		実施	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施	無	無	無

＜委託相談支援実施件数＞（年間延べ件数）

内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談実績	件	6,834	6,001	5,863

令和2年度は、令和2年4月～11月分の利用実績(8か月分)から算出

障がい者やその家族の地域生活や福祉に関する様々な問題に対しての相談業務や必要な情報の提供や助言、その他障がい福祉サービスの利用支援などについて、相談支援事業者に委託するとともに、関係機関との連絡調整を図りながら推進しています。

イ　現状及び課題

生活スタイルの多様化や核家族化、単身障がい者世帯や障がい者のみの世帯の増加などに伴い、多種多様な相談や支援に対するアドバイスが必要となっており、さらなる支援の充実が求められています。本市では、市内3か所の相談支援事業所や令和2年4月に開設した、すかがわ地方基幹相談支援センター等と連携し、利用者に寄り添った相談支援ができるよう努めています。

ウ　見込量

内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託相談支援事業所	か所	3	3	3
基幹相談支援センター等強化事業	実施	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無

エ　今後の方策

今後も継続して複雑化及び高度化する相談支援業務に的確に対応します。

相談支援業務や基幹相談支援センターについては、今後も利用希望者の増加が見込まれることから、事業所の運営や相談支援専門員の確保など相談支援体制のさらなる充実を図ります。

障がい者等が抱える課題、問題の解決に当たっては、相談支援事業者が日々の相談支援業務の中から課題を提起し、自立支援協議会において、その解決方法を探るとともに、社会資源の開拓に向けて協議します。

また、基幹相談支援センターでは、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の提供、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援事業所の強化を図ります。

さらに、住宅入居等支援事業の実施については、現状要望がない状況ですが、今後の課題として関係機関等と検討していきます。

（4）成年後見制度利用支援事業

ア　現状及び課題（年間利用実人数）

事業名	単位	実績・見込量	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	人	実　績	3	4	2
		見込量	1	1	1

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	無	無	無

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくための支援策の一つとして成年後見制度の支援を図る必要があり、市成年後見制度利用支援事業として要綱を定め、対応できる体制を整えています。

また、障害者虐待防止法が平成24年10月に施行されたことに伴い、障がい者虐待等の問題に対し相談・対応する機関として、障がい者虐待防止センターと障がい者虐待対策連絡会を設置しています。

これらの障がい者等や家族が抱える課題、問題等に対応するため、日頃から自立支援協議会等で、様々な事案について研究・情報共有を図るとともに、関係機関と連携・協力して問題の解決を目指します。

イ　見込量（年間利用実人数）

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	人	4	4	4
成年後見制度 法人後見支援事業	実施	無	無	無

成年後見制度利用支援事業については、平成28年度から利用者がでてきているため、今後は、現在の利用者が横ばい傾向で推移するものと見込まれます。

ウ　今後の方策

成年後見制度利用支援、障がい者虐待防止対策については、引き続き、自立支援協議会等を中心に、相談支援事業所や障がい福祉サービス関係機関等と、さらには、民生児童委員と連携しながら、制度の周知と活用の促進に取り組むとともに、高齢福祉担当課と共同して中核機関の設置を目指し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進め、より効果的な権利擁護の推進を図ります。

また、成年後見制度法人後見支援事業や市民後見人育成事業の実施については、今後の課題として関係機関等と検討していきます。

（5）意思疎通支援事業

ア　進ちょく状況

＜奉仕員養成・研修＞（年間受講実人数）

内容	単位	実績・見込量	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員 養成講座・研修	人	実　績	25	47	23
		見込量	40	40	40
要約筆記者 養成講座・研修	人	実　績	22	9	16
		見込量	20	20	20

※令和2年度は、令和2年4月～令和3年1月分の利用実績(10か月分)から算出

＜通訳等登録者＞（登録者実人数）

内容	単位	実績・見込量	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者	人	実　績	16	20	19
		見込量	19	19	17
要約筆記者	人	実　績	8	10	8
		見込量	8	8	8

＜通訳者派遣＞（年間延べ派遣人数）

事業名	単位	実績・見込量	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者派遣事業	人	実　績	140	127	123
		見込量	105	105	105
要約筆記者派遣事業	人	実　績	4	4	8
		見込量	10	10	10
手話通訳者設置事業	か所	実　績	1	1	1
		見込量	1	1	1

※令和2年度は、令和2年4月～9月分の利用実績(6か月分)から算出

イ　現状及び課題

通訳者の人材確保と養成に向けて、手話奉仕員養成講座（入門及び基礎）、要約筆記者養成講座を毎年継続して開催しています。また、登録者を対象とした研修を実施し、人員養成に努めていますが、一度の講座受講だけでは手話通訳者、要約筆記者として活動することは難しいことから、講座受講者の継続的な活動の展開が重要となります。

また、聴覚障がい者関係団体等との連携によるサポート体制の整備及び有資格（全国統一認定手話通訳者及び手話通訳士）登録者の増員も必要です。

手話通訳者の派遣件数は同程度で推移してきており、今後も派遣件数は同程度と思われます。市外における派遣依頼は、主に医療場面で対応する通訳者が福島県聴覚障害者協会に登録している須賀川市及び近隣市手話通訳者で構成され、件数も同程度で推移しています。

しかしながら、障害者差別解消法における合理的配慮の観点から、各種行事やイベント等への派遣が増えることが予想されるため、今後も手話通訳者及び要訳筆記者の利用の周知、人材育成の啓発を行い、必要とされるときにいつでも派遣できる体制を整えることが求められます。

ウ　見込量

＜奉仕員養成・研修＞（年間受講実人数、登録者実人数）

内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成講座・研修	人	40	40	40
要約筆記者養成講座・研修	人	20	20	20

＜通訳等登録者＞（登録者実人数）

内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳登録者	人	20	20	20
要約筆記登録者	人	10	10	10

※手話通訳登録者には、市通訳者1名を含む。

＜通訳者派遣・設置＞（年間延べ派遣人数、設置か所）

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	人	130	130	130
要約筆記者派遣事業	人	10	10	10
手話通訳者設置事業	か所	1	1	1

手話通訳及び要約筆記の登録者及び派遣人数は、ここ数年横ばいで推移しているため、今後も横ばい傾向で推移するものと見込まれます。

エ　今後の方策

講座受講者に、継続した参加を促して関係性の強化を図り、奉仕員登録に向けた意識の向上と啓発に努めます。

講座実施に当たっては、福島県聴覚障害者協会、福島県中途失聴・難聴者協会、手話サークルあゆみ会、要約筆記通訳すかがわ等の関係団体の協力を得ながら、講座の質の向上と受講生がレベルアップするような内容の充実に努めるともに、新たな受講者が増えるよう広報、周知も行っていきます。

手話通訳者派遣事業については、手話通訳の周知啓発を図り、養成講座等への参加を広く募りながら、養成講座等を通じて派遣手話通訳者の人材育成に努めます。

また、関係団体に協力を依頼し、通訳者の確保を図ります。

要訳筆記者派遣事業については、要約筆記そのものの周知啓発を図り、養成講座等を契機に市内の要約筆記団体への参加も勧奨していきます。さらに、養成講座等を通じて要約筆記者の人材育成に努めます。

市外での対応については、福島県聴覚障害者協会に委託するなど、通訳が必要な人が円滑なコミュニケーションが図れるよう、引き続き支援していきます。

（6）日常生活用具給付等事業

ア　進ちょく状況（年間延べ件数）

給付種別	単位	実績・見込量	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	件	実　績	11	12	12
		見込量	6	6	7
自立生活支援用具	件	実　績	10	15	15
		見込量	12	12	12
在宅療養等支援用具	件	実　績	10	21	18
		見込量	11	11	11
情報・意思疎通支援用具	件	実　績	16	10	11
		見込量	13	13	13
排泄管理支援用具	件	実　績	1,774	1,861	1,926
		見込量	1,775	1,801	1,828
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	実　績	1	2	3
		見込量	3	4	4

※令和2年度は、令和2年4月～令和３年１月分の利用実績(10か月分)から算出

イ　現状及び課題

障がい者等が日常において自立した生活を営むことができるよう、生活に必要となる用具の支給申請に対して、実態を確認しながら日常生活用具の給付を行っています。

排泄管理支援用具以外の用具については、年度毎にバラつきが見られます。これは、一度支給されると、基本的に長期にわたり使用され、また用具ごとに異なる耐用年数が設定されていることが要因となります。

排泄管理支援用具については、対象となる身体障害者手帳（ぼうこう機能障害及び直腸機能障害）の新規所持者による交付に伴い、増加しています。

日常生活用具給付事業全体では、事業内容について概ね周知され、利用したい人が利用できる体制は整っているものと考えられます。

ウ　見込量（年間延べ件数）

給付種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	12	12	12
自立生活支援用具	件	13	13	13
在宅療養費等支援用具	件	16	16	16
情報・意思疎通支援用具	件	13	13	13
排泄管理支援用具	件	1,870	1,900	1,930
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件	2	2	2

排泄管理支援用具以外の用具については、長期使用や耐用年数の設定により、ここ数年横ばい傾向にあるため、今後の横ばい傾向にあると見込まれます。

排泄管理支援用具については、対象となる身体障害者手帳の新規所持者の増加に伴い、緩やかな増加が見込まれます。

エ　今後の方策

障がい者手帳交付時や障がい福祉サービス利用に係る概況調査時など、利用対象者となり得る障がい者（児）等と接する機会をとらえ、事業内容を周知するとともに、相談支援事業等を通じニーズの把握に努めます。さらに、病院等の関係機関と連携を図り、機会あるごとに事業内容を周知していきます。

（7）移動支援事業

ア　進ちょく状況（年間利用者実人数、年間総利用時間）

内容	単位	実績・見込量	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者	人	実　績	95	78	64
		見込量	115	120	125
利用時間	時間	実　績	7,823	6,723	5,540
		見込量	9,000	9,500	10,000

※令和2年度は、令和2年4月～11月分の利用実績(8か月分)から算出

イ　現状及び課題

障がい児等の就学支援や障がい者等の余暇活動支援など、社会参加を促進するための外出に対する機会の拡充として、移動支援事業が利用されています。

利用者及び利用時間は、年々減少傾向にあります。これは、移動支援事業を実施する事業所が減少及び規模縮小する傾向にあることが理由の一つとなっています。このため、真に必要な障がい者（児）等が必要な時に利用できないといった状況が課題となっているため、申請時により厳密な聞き取り調査を行ったうえで支給決定しています。

ウ　見込量（年間利用者実人数、年間総利用時間）

内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者	人	80	80	80
利用時間	時間	6,800	6,800	6,800

今後は、現在の支給量が横ばいで推移するものと見込まれます。

エ　今後の方策

真に移動支援の必要な障がい者（児）等が必要な時に利用できるよう、移動支援事業の適正な利用方法や事業の方向性を自立支援協議会等において協議・検討を行い、地域の実態に合わせた事業を進めます。

（8）訪問入浴サービス事業

ア　進ちょく状況（年間利用者実人数）

内容	単位	実績・見込量	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者	人	実　績	6	7	5
		見込量	7	8	8

※令和2年度は、令和2年4月～12月分の利用実績(9か月分)から算出

イ　現状及び課題

在宅で、自力では入浴が困難な重度の身体障がい者等に対し、心身機能の維持や身体の清潔保持のため、訪問型の入浴支援を提供しています。

平成25年度から利用回数を月4回から週2回へと改正しました。改正後は、ほぼ全利用者が月4回以上利用をしており、現在のところさらなる利用回数の増について要望が無いため、ニーズに対する供給は満たされていると考えられます。

ウ　見込量（年間利用者実人数）

内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者	人	8	8	8

サービスの利用者は、障がい程度等により制限されるため、利用者が大幅な増減はないため、今後も横ばいで推移することが見込まれます。

エ　今後の方策

訪問入浴サービス利用対象障がい者（児）等の人数は、利用者が大幅に増加する見込みはないことから、利用者のニーズに対応した支援体制が確保されています。

今後も利用希望者に対し、障がい程度等を勘案したうえで適切なサービス提供に努めます。

（9）日中一時支援事業

ア　進ちょく状況（年間利用者実人数、年間総利用日数）

内容	単位	実績・見込量	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者	人	実　績	155	178	150
		見込量	160	156	170
利用日数	日	実　績	8,470	9,849	8,316
		見込量	6,400	6,400	6,400
1人あたり実績			54.6日	55.3日	55.4日

※令和2年度は、令和2年4月～11月分の利用実績(8か月分)から算出

イ　現状及び課題

利用者の大半が障がい児等であり、夏休み等の長期休暇中における短期利用の増加も見られます。

また、事業所数は増加しているものの、すべての事業所が満員状態となること等も考えられるため、事業所の支援体制を含め利用者ニーズへの対応を考えていく必要があります。

ウ　見込量（年間利用者実人数、年間総利用日数）

内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者	人	190	200	210
利用日数	日	11,000	11,500	12,000

今後も、障がい等の程度や状況に応じた対応を求める利用者のニーズが高まっていること、また長期休暇中の利用者が急増することが見込まれることから、利用者及び利用日数とも増加傾向にあると見込まれます。

エ　今後の方策

日中一時支援事業は、未就学児の1日預かり、就学児の学校終了後の午後預かりや学校の長期休暇時の1日預かり、あるいは障がい者等が障がい福祉サービス利用時間外での休息利用や一般就労した障がい者等の一時休息のための利用など、その形態は保護者や利用者のニーズによって多様です。また、障がい児等については、保護者の療育ニーズによって、日中一時支援と障がい児通所支援事業との使い分けがされており、新たな事業所の設置が必要な状況にあります。

こうした状況を鑑み、須賀川地方地域及び近隣自治体と連携し、利用希望が満たされるような環境づくりを関係法人等と共に検討していきます。

（１０）声の広報等発行事業

ア　進ちょく状況（年間）

内容	単位	実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度
声の広報テープ発行・貸出	回	発行回数	16	16	10
	人	利用者数	19	18	19
	件	延べ貸出件数	296	280	186

※令和2年度は、令和２年4月～11月分の利用実績(8か月分)から算出

イ　現状及び課題

社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会に委託し、広報すかがわ、社会福祉協議会だより、選挙公報、その他プライベートサービスなどの声の広報テープ・CDを作成し、希望者に貸し出しを行っています。なお、須賀川市社会福祉協議会のホームページにCD版「広報すかがわ」を掲載しており、必要な時にいつでも聞くことができるようになっています。

エ　見込量（年間利用者実人数、年間総利用日数）

内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発行回数	回	16	16	16
利用者数	人	19	19	19
延べ貸出件数	件	296	296	296

発行回数や利用者数は、障がい程度等により制限されるため、大幅な増減はないため、今後も横ばいで推移することが見込まれます。

ウ　今後の方策

今後も視覚障がい者等のニーズを把握しながら、分かりやすい情報提供と貸し出し等の周知を行っていきます。

（１１）自動車運転免許取得助成事業及び身体障がい者自動車改造助成事業

ア　進ちょく状況（年間総利用件数）

事業名	単位	実績・見込量	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自動車運転免許取得助成事業	件	実　績	1	1	1
		見込量	1	1	1
身体障がい者自動車改造助成事業	件	実　績	3	2	3
		見込量	2	2	2

※令和2年度は、令和2年4月～11月分の利用実績(8か月分)から算出。

イ　現状及び課題

本市では、障がい者が自立して多様な日常生活を送ることができるよう、社会参加促進事業の一環として、自動車運転免許取得助成事業及び身体障がい者自動車改造助成事業を行っています。

ウ　見込量（年間総利用件数）

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得助成事業	件	2	2	2
身体障がい者自動車改造助成事業	件	2	3	3

助成対象は、障がい程度等により制限されるため、利用者が大幅な増減はないため、今後も横ばいで推移することが見込まれます。

エ　今後の方策

障がい者の社会参加が促進されるよう、引き続き各制度の周知及び利用促進に努めていきます。